

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）附則第 33 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 59 条の規定による改正前の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 23 年 12 月 10 日みやき町営土地改良事業（ため池等整備（用排水施設整備工事））畑田地区の施行に同意した。

平成 23 年 12 月 27 日

佐賀県知事 古 川 康